

一般社団法人 和歌山県水泳連盟 定款

第一章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人和歌山県水泳連盟（以下「本連盟」という。）と称する。

(所在地)

第2条 本連盟は、主たる事務所を和歌山市に置く。

(目的)

第3条 本連盟は、和歌山県水泳界を統括し、代表する団体として、水泳競技（競泳、飛込、水球、アーティスティックスイミング、オープンウォーター・スイミング、日本泳法及び障がい者水泳をいう。以下同じ）の健全な普及、発展を図り、もって和歌山県民の心身の健全な発達に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本連盟は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 水泳競技に関する競技力の向上
- (2) 水泳競技に関する和歌山県記録の公認
- (3) 水泳及び水泳競技に関する技術の調査・研究
- (4) 水泳及び水泳競技に関する資料の作成・保存
- (5) 水泳及び水泳競技に関する講習会の開催及び指導者の養成・地域水泳団体の育成
- (6) 水泳及び水泳競技に関する競技会の開催・競技役員の養成及びその資格の認定
- (7) その他、本連盟の目的達成に必要な事業

2 前項の事業については、和歌山県において行うものとする。

(事業年度)

第5条 本連盟の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(公告)

第6条 本連盟の公告は、電子公告による。

2 やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、官報に掲載する方法による。

第二章 会員及び加盟団体

(会員等)

第7条 本連盟の会員は次の2種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）に規定する社員とする。

- (1) 正会員
- (2) 賛助会員

2 本連盟の正会員となるためには次の各号の要件を満たさなければならない。

- (1) 加盟団体に所属する者及び本連盟の目的に賛同し正会員となることを希望する者
- (2) 公益財団法人日本水泳連盟が定める公認資格を有する者。ただし、70歳以上の者及び理事会において適当と認められた者は、この限りではない。

(3) 本連盟の定める諸規定を遵守できる者。

3 本連盟の賛助会員となるためには、本連盟の目的趣旨に賛同し、本連盟の活動を賛助する個人及び法人は、賛助会員となることことができる。賛助会員に関する事項は別に定める。

(年会費及び賛助会員費)

第8条 本連盟の正会員は、本連盟の活動に必要な経費に充てるため、社員総会において定める会費規定に基づき年会費を納入しなければならない。ただし、理事会が適当と認めた者は、この限りではない。

2 年会費の納入は、入会時に納入するものを除き、毎年翌年度分を、当年度3月31日までに所定の手続きによって納入しなければならない。また、一度入金した年会費は、原則として返還しない。

3 賛助会員は会費規定において別に定めるところにより賛助会員費を納入しなければならない。

4 前3項の会費等及び賛助会員費については、その2分の1以上は公益目的事業のために、残余はその他の事業及び管理費用に充当するものとする。

(会員名簿)

第9条 本連盟は、会員の氏名及び住所を記載した「会員名簿」を作成し、本連盟の主たる事務所に備え置くものとする。「会員名簿」をもって法人法第31条に規定する社員名簿とする。

2 本連盟の会員に対する通知又は催告は、「会員名簿」に記載した住所又は会員が本連盟に通知した居所にあてて行うものとする

(退会)

第10条 会員は、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 正会員が次の各号のいずれかに該当するときは、法人法第49条第2項に定める社員総会の決議によって除名することができる。

(1) 正会員が第7条第2項各号の要件を満たさないとき

(2) 正会員が本連盟の名誉をき損したとき

(3) その他、本連盟が正会員とすることを不適切であると判断したとき

(資格の喪失)

第12条 前二条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するときは、その資格を喪失する。

(1) 会費の納入が継続して2年以上されなかったとき

(2) 総正会員が同意したとき

(3) 死亡したとき

2 会員がその資格を喪失したときは、本連盟に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。

3 本連盟は、会員がその資格を喪失しても、既納の会費その他の拠出金品は、これを返還しない。

(加盟団体)

第13条 本連盟の加盟団体は、各郡市を代表する水泳協会及び本連盟が認めた団体とし、次の要件を満たさなければならない。

- (1) 第3条の目的に賛同し、第4条の事業に対し、積極的に連携及び協力する団体であること。
- (2) 加盟団体のうち、各郡市を代表する水泳協会にあつては、会長及び理事長が本連盟の正会員となることとし、本連盟が認めた団体にあつては、代表者が本連盟の正会員となること。

第三章 社員総会

(構成)

第14条 社員総会は、すべての社員をもって構成する。

- 2 社員総会における議決権は、社員1名につき1個とする。

(種類)

第15条 本連盟の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会の2種とする。

(権限)

第16条 社員総会は、次の事項を決議する。

- (1) 入会の基準並びに会費等及び賛助会費の金額に係る定め
- (2) 会員の除名
- (3) 役員を選任及び解任
- (4) 役員報酬の額又はその規定
- (5) 各事業年度の事業計画及び予算
- (6) 各事業年度の事業報告及び決算
- (7) 定款の変更
- (8) 長期借入金並びに重要な財産の処分及び譲受け
- (9) 解散、公益目的取得財産残額の贈与及び残余財産の処分
- (10) 合併並びに事業の全部若しくは一部の譲渡又は公益目的事業の全部の廃止
- (11) 理事会において社員総会に付議した事項
- (12) 前各号に定めるもののほか、法人法に規定する事項及びこの定款に定める事項

(開催)

第17条 定時社員総会は、毎年2回開催する。開催時期は次の各号による。

- (1) 毎事業年度開始前3か月以内に開催する。
- (2) 毎事業年度終了後3か月以内に開催する。
- (3) 臨時社員総会は、必要がある場合に開催する。

(招集)

第18条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。ただし、総社員の同意がある場合には、書面又は電磁的方法による議決権の行使を認める場合を除き、その招集手続を省略することができる。

- 2 総社員の議決権の5分の1以上を有する社員は、会長に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会招集の請求をすることができる。
- 3 第28条第1項第5号の規定により監事から招集の請求があったとき、社員総会招集の請求をすることができる。

4 招集は少なくとも14日前に、その会議に付議すべき事項、日時及び場所を記した書面又は電磁的記録をもって通知する。

(議長)

第19条 社員総会の議長は、会長がこれに当たる。会長に事故等による支障があるときは、その社員総会において、出席した社員の中から議長を選出する。

(決議)

第20条 社員総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権過半数を有する社員が出席し、出席した社員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(1) 会員の除名

(2) 監事の解任

(3) 定款の変更

(4) 解散

(5) 公益目的事業を行うために不可欠な特定の財産の処分

(6) その他法令で定めた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第25条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(代理)

第21条 やむを得ない理由のため総会に出席できない社員は、他の社員を代理人として議決権の行使を委任することができる。この場合書面をもって表決し、又は他の正社員を代理人として表決を委任することが出来る。この場合書面表決者又は表決委任者は総会に出席したものとみなす。当該社員又は代理人は、代理権を証明する書類を本連盟に提出しなければならない。

(決議及び報告の省略)

第22条 理事又は社員が、社員総会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、社員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

2 理事が社員の全員に対し、社員総会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を社員総会に報告することを要しないことについて、社員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の社員総会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第23条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び社員総会において選出された議事録署名人2名は、前項の議事録に署名又は記名押印し、10年間本連盟の主たる事務所に備え置くものとする。

(社員総会規則)

第24条 社員総会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、社員総会において定める社員総会運営規則による。

第四章 役員及び理事会

第一節 理事、監事等

(役員を設置等)

第25条 本連盟に、次の役員を置く。

- (1) 理事 30名以内
- (2) 監事 2名以内

2 理事のうち、1名を会長、4名以内を副会長、1名を理事長、3名以内を副理事長、1名を会計とする。

3 前項の会長をもって、法人法上の代表理事とし、副会長、理事長、副理事長、会計をもって、同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(選任等)

第26条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

2 会長、副会長、理事長、副理事長及び会計は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 監事は、本連盟又はその子法人の理事若しくは使用人を兼ねることができない。

4 理事のうち、理事のいずれかの1名とその配偶者又は親等内の親族（これらの者に準ずるものとして当該理事と政令で定める特別の関係にある者を含む。）の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

5 他の同一の団体（公益法人又はこれに準ずるものとして政令で定めるものを除く。）の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にあるものとして政令で定める者である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

(理事の職務・権限)

第27条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、本連盟を代表し、その業務を執行する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代行する。

4 理事長は、会長及び副会長を補佐し、本連盟の業務を掌理する。

5 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるときは、その職務を代行する。

6 理事は、理事会を組織して本連盟の業務を議決する。

7 会計は、本連盟の会計業務を掌理する。

(監事の職務・権限)

第28条 監事は、次に掲げる業務を行う。

(1) 理事の業務執行状況を監査すること。

(2) 本連盟の業務並びに財産及び会計の状況を監査すること。

(3) 社員総会並びに理事会に出席し、必要あると認めるときは意見を述べること。

(4) 理事が不正の行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、これを理事会に報告すること。

- (5) 前号の報告をするため必要があるときは、会長に理事会の招集を請求すること。ただし、その請求の日から5日以内に、2週間以内の日を理事会とする招集通知が発せられない場合は、直接理事会を招集すること。
- (6) 理事が総会に提出しようとする議案、書類はその他法令で定めるものを調査し、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があるときは、その調査の結果を総会に報告すること。
- (7) 理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はその行為をするおそれがある場合において、その行為によってこの法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、その理事に対し、その行為をやめることを請求すること。
- (8) その他監事に認められた法令上の権限を行使すること
- (9) 総会の定足数の確認をすること

(任期)

- 第29条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。
- 2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。ただし、再任を妨げない。
 - 3 理事又は監事は、第28条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権限を有する。

(解任)

- 第30条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(報酬等)

- 第31条 理事及び監事は無報酬とする。

(取引の制限)

- 第32条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、理事会においてその取引について重要な事実を開示し、その承認を得なければならない。
- (1) 自己又は第三者のためにする本連盟の事業の部類に属する取引
 - (2) 自己又は第三者のためにする本連盟との取引
 - (3) 本連盟がその理事の債務を保証することその他その理事以外の者との間における本連盟とその理事との利益が相反する取引
- 2 前項の取引をした理事は、その取引後、遅滞なく、その取引についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。

(責任の一部免除又は限定)

- 第33条 当法人は、一般法人法第114条第1項の規定により、理事又は監事が任務を怠ったことによる損害賠償責任を、法令に規定する額を限度として、理事会の決議により、免除することができる。

第二節 名誉会長、顧問及び参与等

(名誉会長)

第34条 本連盟に、名誉会長を置くことができる。

2 名誉会長は、会長が推挙し、社員総会の同意を得る。

(顧問及び参与)

第35条 本連盟に顧問及び参与を若干名、置くことができる。

2 顧問及び参与は、理事会の推薦により会長が委嘱する。

3 顧問及び参与の任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。

4 顧問及び参与は、会長又は理事長の要請に応じ、会議に出席して意見を述べることができる。

(委員会)

第36条 第4条(事業)に定める本連盟の事業を分担するため、委員会を設けることができる。

2 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって構成し、理事会の推薦により、会長がこれを委嘱する。

3 任期は委嘱時の役員の残任期間とする。

第三節 理事会

(理事会の構成)

第37条 本連盟に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第38条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 総会の日時及び場所並びに議事に付すべき事項の決定
- (2) 規則の制定、変更及び廃止に関する事項
- (3) 前各号に定めるもののほか、この法人の業務執行の決定
- (4) 理事の職務の執行の監督
- (5) 会長、副会長、理事長、副理事長及び会計の選定及び解職

2 理事会は次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を、理事に委任することができない。

- (1) 重要な財産の処分及び受け
- (2) 多額な借財
- (3) 重要な使用人の選任及び解任
- (4) 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止
- (5) 内部管理体制の整備

(種類及び開催)

第39条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の2種とする。

2 理事会は、必要に応じ開催する。

3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき。
- (2) 会長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって会長に招集の請求があ

ったとき。

(3) 前号の請求があった日から5日以内に、その日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。

(4) 第28条第1項第5号の規定により、監事から会長に招集の請求があったとき、又は監事が招集したとき。

(招集)

第40条 理事会は、会長が招集する。ただし、前条第3項第3号により理事が招集する場合及び前条第3項第4号後段により監事が招集する場合を除く。

2 会長は、前条第3項第2号又は第4号前段に該当する場合には、その日から2週間以内の日に臨時理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、開催日の14日前までに、各理事及び各監事に対して通知しなければならない。

(議長)

第41条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(定足数)

第42条 理事会は、理事現在数の過半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

(議決)

第43条 理事会の議事は、この定款に別段の定めがあるもののほか、決議に加わることでできる理事の過半数が出席し、その過半数をもって決し、可否同数のときは議長裁決するところによる。

2 理事会に出席できない理事には、第21条の規定を準用する。

3 前項の場合において、議長は、理事として表決に加わることはできない。

(報告の省略)

第44条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知したときその事項を理事会に報告することを要しない。ただし、一般法人法第91条第2項の規定による報告については、この限りでない。

(議事録)

第45条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、議長及び会議において選任された議事録署名人2名以上が、これに署名・押印しなければならない。

(理事会規則)

第46条 理事会に関する事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会規程による。

第五章 基金

(基金の抛却等)

第47条 当法人は、基金を引き受ける者の募集をすることができる。

2 抛却された基金は、当法人が解散するまで返還しない。

3 基金の返還の手続については、基金の返還を行う場所及び方法その他の必要な事項を清

算人において別に定めるものとする。

第六章 定款の変更、合併及び解散等

(定款の変更)

第48条 この定款は、総会において、正会員の半数以上が出席し、総正会員の議決権の3分の2以上の議決を得て変更することができる。

(合併等)

第49条 本連盟は、総会において、正会員の半数以上が出席し、総正会員の議決権の3分の2の決議により、他の一般法上の法人との合併、事業の全部又は一部の譲渡をすることができる。

(解散)

第50条 本連盟は、一般法第148条に規定する事由により解散する。

第七章 資産及び会計

(財産の種類)

第51条 この法人の財産は、基本財産及びその他の財産の2種類とする。

2 基本財産はこの法人の目的である事業を行うために不可欠なものとして理事会で定めた財産とする。

3 その他の財産は、基本財産以外の財産とする。

(基本財産の維持及び処分)

第52条 基本財産についてこの法人は、適正な維持及び管理に努めるものとする。

2 やむを得ない理由により基本財産の一部を処分は担保に提供する場合には、理事会の決議を得なければならない。

(事業計画及び収支予算)

第53条 本連盟の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに会長が作成し、理事会の決議を得て、総会へ報告するものとする。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、会長は理事会の決議に基づき予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入・支出することができる。

(事業報告及び決算)

第54条 本連盟の事業報告及び収支決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を経て定時社員総会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第7号までの書類については承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書(正味財産増減計算書)

(5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書

(6) 財産目録

(7) キャッシュフロー計算書

2 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間、また、従たる事務所に3年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所及び従たる事務所に、会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告書
 - (2) 理事及び監事の名簿
 - (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
 - (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類
- 3 本連盟は、第1項の定時社員総会の終結後直ちに、法令の定めるところにより、貸借対照表及び損益計算書を公告するものとする。
- 4 本連盟は、剰余金の分配を行うことができない。

(長期借入金並びに重要な財産の処分又は譲受け)

第55条 本連盟が資金の借入をしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会において、総理事の議決権3の分の2以上の決議を得なければならない。

2 本連盟が重要な財産の処分又は譲受けを行おうとするときも、前項と同じ決議を得なければならない。

(会計原則)

第56条 本連盟の会計は、一般に公正妥当と認められる社団法人の会計の慣行に従うものとする。

第八章 委員会

(委員会)

第57条 本連盟に総務委員会、広報委員会、競技委員会、競泳委員会、飛込委員会、水球委員会、アーティスティックスイミング委員会、日本泳法委員会、障がい者委員会、普及委員会、システム委員会及び選考委員会を置く。

2 総務委員会は、会計を統括し、他の委員会に属さない業務を行う。

3 広報委員会は、水泳和歌山の発行、ホームページの充実と活用促進及び水泳競技の広報活動等に関する業務を行う。

4 競技委員会は、競泳競技会の開催、マスターズ競技会の開催、公認審判員及び公認競技役員の養成に関する業務を行う。

5 競泳委員会は、競泳の選手強化及びオープンウォーターの選手強化に関する業務を行う。

6 飛込委員会は、飛込競技会の開催、飛込の選手強化、飛込公認審判員及び公認競技役員の養成に関する業務を行う。

7 水球委員会は、水球競技会の開催、水球の選手強化、水球公認審判員及び公認競技役員の養成に関する業務を行う。

8 委員会は、アーティスティックスイミング競技会の開催、アーティスティックスイミングの選手強化、アーティスティックスイミング公認審判員及び公認競技役員の養成に関する業務を行う。

9 日本泳法委員会は、日本泳法競技会の開催及び日本泳法の保存と普及活動に関する業務を行

う。

- 10 障がい者委員会は、障がい者競技会の運営、障がい者の選手強化、障がい者競技会の競技役員の養成に関する業務を行う。
- 11 普及者委員会は、指導者の養成、指導者の資格認定及び水泳競技（マスターズ）の普及に関する業務を行う。
- 12 システム委員会は、記録管理、競技者登録、競技会エントリー及び、競技会運営（リザルトシステム）に関する業務を行う。
- 13 選考委員会は、理事候補者、代表選手、表彰者等の選考に関する業務を行う。

（委員）

- 第58条 選考委員会以外の委員会を構成する委員は、正会員の中から委員長が推薦し、理事会で承認する。
- 2 やむを得ず委員の欠員または異動等が生じた場合は、選考委員会以外の委員会の委員長は、直ちに総務委員長に報告しなければならない。
 - 3 選考委員会を構成する委員は正会員の中から、加盟団体の推薦を受けた者、会長、副会長、理事長及び総務委員長とする。
 - 4 委員の任期は2年とする。また委員は委員を兼ねることができる。

第九章 事務局

（設置等）

- 第59条 本連盟の事務を処理するため、事務局を設置する。
- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
 - 3 事務局長及び重要な職員は、会長が理事会の承認を得て任免する。
 - 4 前号以外の職員は、会長が任免する。
 - 5 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が理事会の決議により別に定める。

（備付け帳簿及び書類）

- 第60条 事務所には法令の定めるところにより次の書類を備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
- (1) 定款
 - (2) 事業報告
 - (3) 事業報告の附属明細書
 - (4) 貸借対照表
 - (5) 損益計算書（正味財産増減計算書）
 - (6) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
 - (7) 財産目録
 - (8) 事業計画書及び収支予算書並びに資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類
 - (9) 監査報告
 - (10) 認定、許可、認可等及び登記に関する書類
 - (11) 理事及び監事の名簿
 - (12) 理事及び監事の報酬等の支給基準を記載した書類

(13) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(14) その他法令で定める帳簿及び書類

2 前項のほか事務所には法令の定めるところにより次の書類を備え置き、それぞれ以下の者の閲覧に供するものとする。

- (1) 議決権の代理行使に係る代理権を証明する書類、議決権行使書面及び電磁的方法による議決権行使に係る記録 正会員
- (2) 社員総会議事録又は社員総会の決議の省略に係る同意書若しくは同意の電磁的記録 正会員及び債権者
- (3) 理事会の議事録又は理事会の決議の省略に係る同意書若しくは同意の電磁的記録 裁判所の許可を得た正会員及び債権者

第十章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

第61条 本連盟は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

2 情報公開に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める情報公開規定による。

(個人情報の保護)

第62条 本連盟は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期するものとする。

2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第十一章 附 則

(委任)

第63条 この定款に定めるものの他、本連盟の運営に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(特別の利益の禁止)

第64条 本連盟は、本連盟に財産の贈与若しくは遺贈をする者、本連盟の役員若しくは会員又はこれらの親族等に対し、施設の利用、金銭の貸し付け、資産の譲渡、給与の支給、役員等の選任その他財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益を与えることができない。

(最初の事業年度)

第65条 本連盟の最初の事業年度は、本連盟の成立の日から令和2年3月31日までとする。

(設立時役員等)

第66条 本連盟の設立時理事、設立時監事及び設立時代表理事は次のとおりとする。

設立時理事及び設立時代表理事（会長）

住所 海南省下津町上563番地2

氏名 尾崎 要二

設立時理事（副会長） 南波 克憲 榎本 任志 山下 直也

設立時理事（理事長）	吉田 修三			
設立時理事（副理事長）	吉田 儀人	瀬見 武博	中阪 雅則	
設立時理事（理事）	那須 賢二	小林 多美子	越山 雅巳	
	楠本 一彦	森 隆敏	堂本 千恵子	
	中野 咲子	玉置 信也	段木 雅博	
	山本 芳一	下林 正大	松井 隆幸	
	岡崎 靖和	山下 慎二	小藪 宏章	
	柴田 希	濱野 広輔	久保 篤史	
	立花 大輔	藤木 聖久	酒井 環	
設立時監事	岩出 善夫	兼田 利一		

（設立時社員の氏名及び住所）

第67条 本連盟の設立時社員の氏名及び住所は次のとおりである。

設立時社員	住 所	海南省下津町上563番地2
	氏 名	尾崎 要二
設立時社員	住 所	海南省大野中474番地54
	氏 名	吉田 修三

（法令の準拠）

第68条 この定款に定めのない事項は、すべて法人法その他の法令に従う。

以上、一般社団法人和歌山県水泳連盟を設立するため、設立時社員尾崎要二外1名の定款作成代理人である久保篤史は、電磁的記録であるこの定款を作成し、電子署名する。

令和元年5月19日
久保 篤史